

別表 配分基準単価

1 区分	2 配分基準単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の看取り環境の整備	大阪府知事通知による配分基準単価	施設数	<p>介護施設等の看取り環境の整備のための改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>設備については、需要費(修繕料)、使用料及び賃貸料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)</p>

ただし、「大阪府知事通知による配分基準単価」とは、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱(大阪府地域医療介護総合確保基金事業)」別表に定められている「配分基準単価」とする。